

背景

- 流通・取引慣行ガイドラインが制定されてから約25年が経過しており、メーカーと流通業者との相対的な力関係が変化したり、Eコマースが発展・拡大したりするなど、我が国における流通・取引慣行の実態は大きく変化している。
- 公正取引委員会は、こうした我が国における流通・取引慣行の実態に即したガイドラインの見直しに関して必要な検討を行うことを目的として、各界の有識者からなる「流通・取引慣行と競争政策の在り方に関する研究会」を開催した。
- 研究会は、平成28年2月以降、計11回の会合を開催し、同年12月に報告書を取りまとめ、公正取引委員会に対して流通・取引慣行ガイドラインの見直しに関する提言を行った。

分かりやすく、汎用性のある、
事業者及び事業者団体にとって利便性の高いガイドラインを目指す

ポイント1：構成の変更

- 適法・違法性判断基準が同一の行為類型を統合するなどして、現行ガイドラインの第2部を中心として再構築。
- 過去に問題となった審判決例等がない項目や別途他のガイドラインが存在する項目は原則として削除。
- 「抱き合わせ販売」を項目として追加。
- 「事業者による取引先事業者に対する垂直的制限行為」といった、より一般的な整理の下で構成変更。

【改正ガイドラインの目次】

第1部 取引先事業者の活動に対する制限

- 再販売価格維持行為
- 非価格制限行為
 - 考え方
 - 自己の競争者との取引等の制限
 - 販売地域に関する制限
 - 流通業者の取引先に関する制限
 - いわゆる「選択的流通」
 - 小売業者の販売方法に関する制限
 - 抱き合わせ販売
- リベートの供与

現行GL第2部「流通分野における取引に関する独占禁止法上の指針」を、
第1部「取引先事業者の活動に対する制限」に変更

現行GL第2部第2の2「流通業者の競争品の取扱いに関する制限」に、
現行GL第1部第4「取引先事業者に対する自己の競争者との取引の制限」と、
現行GL第1部第6の1「対抗的価格設定による競争者との取引の制限」を統合

現行GL第2部第4「流通業者の経営に対する関与」と、
現行GL第2部第5「小売業者による優越的地位の濫用行為」を削除

第2部 取引先の選択

- 顧客獲得競争の制限
- 共同ボイコット
- 単独の直接取引拒絶

現行GL第1部「事業者間取引の継続性・排他性に関する独占禁止法上の指針」を、
第2部「取引先の選択」に変更

現行GL第1部第5「不当な相互取引」と、
現行GL第1部第6の2「継続的な取引関係を背景とする優越的地位の濫用行為」と、
現行GL第1部第7「取引先事業者の株式の取得・所有と競争阻害」を削除

第3部 総代理店

- 総代理店の中で規定される主要な事項
- 並行輸入の不当阻害

現行GL第3部第1「競争者間の総代理店」を削除
これに伴い、競争者間の総代理店契約に関するセーフ・ハーバー（市場におけるシェア10%以上かつ上位3位以内）等は廃止

流通・取引慣行ガイドライン改正の概要②

ポイント2：適法・違法性判断基準の更なる明確化

(1) 分析プロセスの明確化

- 「違法・適法性基準の考え方」、「公正な競争を阻害するおそれ」といった分析プロセスについて、構成を整理し、その考え方を明確化。
- ビジネスモデルの多様化に対応できるようにするために内容を更に明確化。特に、市場閉鎖効果の考え方について、経済学的な考え方を踏まえ、内容を充実化。
- 原則として違法となる行為類型、セーフ・ハーバーの対象となる行為類型をそれぞれ明確化。

① 適法・違法性基準の考え方

垂直的
制限行為

公正な競争を阻害する
おそれがある場合
=違法

総合的に考慮

垂直的制限行為に係る取引及びそれによる影響を受ける範囲を検討した上で、競争阻害効果・競争促進効果を考慮
(考慮事項)
① ブランド間競争の状況
② ブランド内競争の状況
③ 事業者の市場における地位
④ 取引先事業者の事業活動に及ぼす影響
⑤ 取引先事業者の数及び市場における地位

② 公正な競争を阻害するおそれ

再販売価格維持行為

通常、競争阻害効果が大きく、
原則として公正な競争を
阻害するおそれがある行為

非価格制限行為

★明確化★

非価格制限行為では
「安売り業者への販売禁止」、「価格に関する広告・表示制限」等
がこれに該当。

★明確化★

「市場閉鎖効果が生じる場合」の内容を充実化。

当該行為を行う事業者の市場における地位等から
「市場閉鎖効果が生じる場合」や「価格維持効果が生じる場合」
といった公正な競争を阻害するおそれがある場合に当たるか否かが判断される行為

★明確化★

「自己の競争者との取引等の制限」、
「厳格な地域制限」、「抱き合わせ販売」
がこれに該当(=セーフ・ハーバーの対象)。

「市場における有力な事業者」によって行われた場合であって、「市場閉鎖効果が生じる場合」や「価格維持効果が生じる場合」に違法となる行為

(2) オンライン取引に関する垂直的制限行為

- インターネットを利用した取引は、実店舗の場合と比べ、より広い地域、様々な顧客と取引することができるため、事業者にとっても顧客にとっても有効な手段である旨明記。
- インターネットを利用した取引か実店舗における取引かで考え方を異にするものではない旨明記。
- オンラインのプラットフォーム事業者による行為を含めたオンライン取引に関する垂直的制限行為も基本的な考え方は同じであり、その適法・違法性判断に当たっての考慮事項として、ネットワーク効果等も含まれる旨明記。

(3) 審判決例や相談事例の積極的な活用

相談事例において独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例等、可能な限り事業者の理解の助けになるようなものを追加。